

【別紙1】

年 月 日

飯田市議会議長 様

総務委員長 ○ ○ ○ ○

所管事務調査通知書

本委員会は、飯田市議会委員会条例第2条第2項第○号において規定する所管事務調査のうち、次の事項について所管事務調査をすることに決定したので、地方自治法第109条第2項及び会議規則第98条第1項の規定により通知します。

記

1 調査事項

2 調査目的

3 調査方法及び報告

4 期間

委員の任期（2年）が終了するまで

あるいは、令和○年○月○日から令和○年○月○日まで（令和○年第○回定例会閉会日）

【別紙2】

年 月 日

飯田市議会議長 様

総務委員長 ○ ○ ○ ○

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、地方自治法第109条並びに会議規則第98条及び第104条の規定に基づき、行政執行の監視機能の充実と政策提言等を目指し、下記の事項について調査することを決定しましたので通知します。

記

1 調査事項

(例)「若者の投票率向上について」

2 理由

(例) 投票率の低さの原因は、「政治への関心の低下」と若者の「政治離れ」が主な要因として挙げられている。平成28年には、選挙権年齢が満20歳から18歳以上に引き下げられたが、依然として改善の傾向がない。以上のことから、○○○○○（原因・対策）を目指して、調査を行う。限られた期間の中で、委員会の議論等を深め、適時適切な対応を図る上で閉会中になお継続調査する必要があるため。

【別紙 3】

年 月 日

飯田市議会議長 様

総務委員長 ○ ○ ○ ○

閉会中の所管事務調査に係る継続調査の申出について

本委員会は、所管事務のうち次の事項について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 98 条及び第 104 条の規定により申し出ます。

記

1 調査事項

- (1) 総務部の所属に属する事項
- (2) 企画部の所属に属する事項
- (3) 以下、委員会条例で規定する所管事項の全てを記載する
- (4)
- (5)

2 理由

飯田市政の健全な発展に資するため

3 期間

委員の任期（2 年）終了まで